

訪問看護医療情報連携加算に関する掲示

2026 年の診療報酬改定により、訪問看護ステーションでは、他の保険医療機関等の関係職種が ICT を用いて記録（以下、単に「記録」とする。）した利用者に係る診療情報等を活用した上で、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合の評価を新設されました。

訪問看護医療情報連携加算 1,000 円（月 1 回）

<施設基準について>

当ステーションは、利用者の診療情報等について連携機関と ICT を用いて共有し、常に確認できる体制を有し、以下の要件を満たしています。

- ・記録された利用者の診療情報等が連携機関間の協議に基づき一元的に管理されたサーバーで保管されていること。
- ・診療情報等の共有は、利用者、その家族又は連携機関（以下「参加者」という。）のうち利用者が同意した者のみにおいて行われること。
- ・参加者の範囲が随時設定可能であること。
- ・参加者が診療情報等を常時閲覧・取得可能で、利用者ごとに時系列で速やかに表示される ICT を用いること。
- ・参加者が常時必要な診療情報等を共有できること。
- ・一般社団法人保健医療福祉情報安全管理適合性評価協会が公表している「医療情報連携において、SNS を利用する際に気を付けるべき事項」におけるプライベート SNS に係る事項、厚生労働省の定める「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参考とすること
- ・連携機関（特別の関係にあるものを除く。）の数が 5 以上であること。
- ・ICT を用いた連携体制を構築している訪問看護ステーションであることについて当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示し、掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。

<使用している ICT ツール>

- ・MCS (Medical Care Station)

2026 年 6 月 1 日

ユニカン訪問看護ステーション

<連携期間>

当ステーションの連携機関は下記の通りです。

- ・むすび在宅ケアクリニック 京都
- ・医療法人平安会 安田花園クリニック
- ・ラシマス右京居宅介護支援事業所
- ・居宅介護支援事業所 西の京
- ・居宅介護支援事業所 堀川病院 等